

## 姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会開催要領

### 1 目的

姫路市市民活動・協働推進事業計画検討懇話会（以下「懇話会」という。）は、本市の特性を生かし、市民活動における自主性及び自発性を尊重し、効率的かつ効果的な市民活動及び協働の推進システムを構築するための計画（以下「事業計画」という。）について、専門的見地及び関係者から広く意見、助言等を求めるために開催する。

### 2 検討事項

懇話会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じ意見を述べるとともに、必要な助言を行う。

- (1) 市民活動及び協働推進施策の実施状況
- (2) 市民活動及び協働推進施策の実施方針
- (3) その他事業計画の策定に必要な事項

### 3 構成員

懇話会は、次に掲げる者のうちから市長が指名した者10名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 市民活動及び協働の推進に関する経験を有する者
- (4) 公募市民

### 4 運営

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 座長は、懇話会の会務を総理する。
- (3) 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(4) 懇話会の会議は、市長が招集する。

(5) 座長は、懇話会での検討に必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

## 5 その他

(1) 懇話会の庶務は、市民活動推進課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。